

第24号

SOS ニュース

近隣トラブルシリーズ【2】

※ 当事者同士の話し合いで解決するのが良策

どんなもめごとにも言えることですが、刑事事件を別にすれば、紛争解決の早道は当事者同士が話し合うことです。とくに、ささいなもめごとが多い隣近所のトラブルなら、話し合いにより大半は解決すると思われます。そして、話し合った結果は示談書や覚書、念書などにまとめ、互いに署名捺印をしておくことです。それが無理でも、せめてメモに相手のサインをもらうこと位はしてください。後々、証拠としても使えますし、相手を説得する材料にもなるからです。いずれにしても、示談内容を口頭のやりとりだけで済ますのは危険です。

話し合いがダメなら、都道府県や市区町村の相談窓口や苦情処理機関に相談してください。相手方との紛争解決の仲介や必要な行政指導などをしてくれます。また、裁判所に調停を申し立てる方法もありますが、それでも解決できない場合は裁判を起こすしかありません。

この裁判手続きも本人だけでできますが、専門的な法律知識を必要としますので、やはり弁護士に頼む方が無難です。話し合いで解決を目指す場合でも、無料市民法律相談などをを利用して、弁護士と相談しながら交渉を進めることをお勧めします。

なお、被害者は加害者に対し、金銭による損害賠償請求ができます。境界侵害や各種の生活妨害などの場合には、損害賠償とともに侵害の排除や差止め、原状の回復も請求できます。

また、名誉棄損については、慰謝料や損害賠償を求めるだけでなく、新聞や雑誌などの公の場で謝罪を要求するのが普通です。

◆隣近所のトラブルの種類と法律

トラブルの種類	トラブルの具体的な内容	関係法令
土地・建物のトラブル	・境界や堀をめぐる紛争 ・通行権をめぐる紛争 ・違反建築をめぐる紛争・など	・民法206条～238条 (相隣関係) ・建築基準法・など

生活環境のトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・日照権をめぐる紛争 ・環境権をめぐる紛争 ・大気汚染や騒音、悪臭など公害に関する紛争・など 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法 ・大気汚染防止法などの公害関係規制法 ・建築基準法・など
近所付き合いのトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・名誉棄損・プライバシーの紛争 ・ペットをめぐる紛争 ・カラオケなど家庭騒音の紛争 ・家庭ゴミをめぐる紛争・など 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法709条、710条 ・刑法230条 ・ペット条例 ・マンション規約・など
事故と損害賠償のトラブル	<p>(不法行為責任)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、交通事故などの紛争 ・不法占拠などの紛争 (工作物責任) ・倒壊・崖崩れによる損害発生の紛争・など 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法709条、717条 ・民法198条、199条 (占有保持・保全) ・刑法、軽犯罪法 ・自動車損害賠償保障法 3条・など

(自由国民社版 知っておきたい暮らしの法律^得事典より)